

秦野市議会委員会条例の一部を改正することについて

秦野市議会委員会条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年6月24日提出

秦野市議会議会運営委員会

委員長 小菅基司

提案理由

地方自治法の一部改正に伴う標準市議会委員会条例の改正を踏まえ、議会における手続きについて、情報通信技術を利用した方法により行うこと、またオンラインによる方法により委員会を開催することを可能とするために必要な規定を整備するほか、本市議会運営に合わせた所要の改正を行うとともに、字句の整理を行うものであります。

秦野市議会委員会条例の一部を改正する条例

秦野市議会委員会条例（平成3年秦野市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第14条（見出しを含む。）中「議会運営委員及び特別委員」を「委員」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第15条の2 委員長は、大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他やむを得ない理由により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第19条第1項の秘密会は、この限りでない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をして委員会に出席する委員は、その委員会に出席しているものとみなして、この条例の規定を適用する。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第18条ただし書中「同意」を「許可」に改める。

第20条に次の1項を加える。

2 委員会がオンラインによる方法で開かれているときに、前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ議長を経て委員会に届け出なければならない。

第23条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

第24条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 公述人は、委員会がオンラインによる方法で開かれているときに、オンラ

インによる方法により公聴会で意見を述べることを希望するときは、あらかじめ議長を経て委員会に届け出なければならない。

第27条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第28条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 参考人は、委員会がオンラインによる方法で開かれているときに、オンラインによる方法により意見を述べることを希望するときは、あらかじめ議長を経て委員会に届け出なければならない。

第29条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、その記録に係る電磁的記録により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は記名押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする処置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

委員会提出議案第3号 秦野市議会委員会条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(委員の辞任)</p> <p>第14条 <u>委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。</u></p> <p>(委員会の開会方法の特例)</p> <p>第15条の2 <u>委員長は、大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他やむを得ない理由により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第19条第1項の秘密会は、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の規定による届出をして委員会に出席する委員は、その委員会に出席しているものとみなして、この条例の規定を適用する。</u></p> <p>4 <u>オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p>	<p>(議会運営委員及び特別委員の辞任)</p> <p>第14条 <u>議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。</u></p>

(委員長及び委員の除斥)

第18条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参加することができない。ただし、委員会の許可があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(出席説明の要求)

第20条 (略)

2 委員会がオンラインによる方法で開かれているときに、前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ議長を経て委員会に届け出なければならない。

(意見を述べようとする者の申出)

第23条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(公述人の決定)

第24条 委員会が公聴会において意見を聴こうとする利害関係者、学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定により申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定

(委員長及び委員の除斥)

第18条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は事故若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参加することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(出席説明の要求)

第20条 (略)

(意見を述べようとする者の申出)

第23条 (略)

(公述人の決定)

第24条 委員会が公聴会において意見を聴こうとする利害関係者、学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定

め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 (略)

3 公述人は、委員会がオンラインによる方法で開かれているときに、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることを希望するときは、あらかじめ議長を経て委員会に届け出なければならない。

(代理人及び文書等による意見の陳述)

第27条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可したときは、この限りでない。

(参考人)

第28条 (略)

2 (略)

3 参考人は、委員会がオンラインによる方法で開かれているときに、オンラインによる方法により意見を述べることを希望するときは、あらかじめ議長を経て委員会に届け出なければならない。

4 (略)

(記録)

第29条 (略)

め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 (略)

(代理人及び文書による意見の陳述)

第27条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可したときは、この限りでない。

(参考人)

第28条 (略)

2 (略)

3 (略)

(記録)

第29条 (略)

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合に

2 前項の記録は、議長が保管する。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、その記録に係る電磁的記録により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は記名押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする処置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

おける同項の署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準用する。

3 前2項の記録は、議長が保管する。